

平成23年7月20日

船員派遣事業の実施状況について

平成17年4月から導入された船員派遣事業については、本日現在で219事業者について許可を行ったところであるが、これらの事業者については、許可後3ヶ月経過を目途に、許可申請事項及び船員派遣事業の実施状況等を確認するため事業場監査を実施しており、今般、許可事業者のうち11事業者（新規及び基本監査後、船員派遣事業を実施した事業者を対象）について、事業場監査を関係地方運輸局等において実施した。

また、平成20年6月より船員派遣事業許可の更新が行われており、本日現在で141事業者の許可の更新を行っているところであるが、これらの事業者に対しては、許可の有効期間（5年）内に最低1回の事業場監査を実施することとしており、今般、許可を更新した事業者のうち20事業者についても、事業場監査を関係地方運輸局等において実施した。

監査を行った31事業者（新規等11事業者及び更新20事業者）のうち、船員派遣を実施していた事業者は25事業者であるが、このうち12事業者において、派遣先から派遣船員ごとの派遣就業をした日等が毎月1回以上通知されていなかったなど延べ21件の不備事項が発見されたので、所要の指導を行い是正を図ったところである。

船員労働安全衛生規則に基づく安全衛生教育等の教育訓練については、派遣船員に必要な安全講習を受講させる等、適切な教育訓練を実施するよう指導を行ったところである。

I. 監査実施期間：平成22年8月1日～平成23年3月31日

II. 監査実施事業者：31事業者

III. 監査実施機関：地方運輸局等（5局）

IV. 監査結果

1. 監査実施（対象）事業者の概要

（1）船員派遣事業以外に兼業している事業

				〔事業者数（延べ）〕			
イ.	外	航	海	運	業	：	2
ロ.	内	航	海	運	業	：	17
ハ.	船	船	管	理	業	：	4
ニ.	兼	業	な	し	：	5	
ホ.	そ	の	他	：	6		

（2）船員派遣の実施状況

		〔事業者数〕
イ.	船員派遣実施事業者	： 25
ロ.	船員派遣未実施事業者	： 6

(3) 派遣船員等の状況

- イ. 派遣船員を含む雇用船員：1, 127人
 - ① 派遣船員：200人
 - ② 派遣船員以外の雇用船員：927人
 - ・ 常用雇用：925人
 - ・ 期間雇用：2人
- ロ. 監査時に乗船中の派遣船員：95人
- ハ. 監査時までには派遣した派遣船員：延べ483人
- ニ. 監査時までには派遣した船舶：実数94隻
【内航：79隻 外航：15隻】
- ホ. 監査時までには派遣した船舶：延べ94隻
- ヘ. 船員派遣を行った派遣先：88事業者
【国内企業：78事業者 海外企業：10事業者】

2. 船員職業安定法に基づく是正指導の状況

(1) 是正指導を行い、是正が図られた事業者：12事業者

(2) 不備事項の内容

- イ. 船員派遣契約関係 (是正指導：8事業者 8件)
- ロ. 派遣船員であることの明示等関係 (是正指導：2事業者 2件)
- ハ. 派遣船員への就業条件等の明示等関係 (是正指導：4事業者 4件)
- ニ. 派遣先への派遣船員に関する通知関係 (是正指導：1事業者 1件)
- ホ. 派遣元管理台帳関係 (是正指導：6事業者 6件)

3. 船員労働安全衛生規則に基づく教育訓練等の実施状況

- イ. 許可日以降に派遣船員に対する教育訓練を実施 (25事業者)
- ロ. 教育訓練を実施したが問題有り (指導：9事業者)

1. 船員派遣事業等フォローアップ会議の概要

本会議は、船員派遣事業制度の導入に当たり、「船員派遣制度及び職業紹介制度については、施行の状況を勘案して、必要に応じて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることが適当であり、そのため官労使によるフォローアップの場を設ける。」とされたことを受け、平成17年7月に設置されたものである。

2. 委員等名簿（平成23年7月20日現在、敬称略、50音順）

座長：野 川 忍	明治大学法科大学院教授
小 塚 莊一郎	学習院大学教授
（労働者側）	
高 橋 健 二	全日本海員組合水産局長
立 川 博 行	全日本海員組合国際・国内政策局長
田 中 利 行	全日本海員組合国内局長
森 田 保 己	全日本海員組合国際局長
（使用者側）	
遠 藤 雄 三	（社）日本旅客船協会労海務部長
上 窪 良 和	日本内航海運組合総連合会船員対策委員長
小 坂 智 規	（社）大日本水産会常務理事
吉 田 秀一郎	（社）日本船主協会海務部労政担当リーダー
（国土交通省）	
石 澤 龍 彦	海事局海事人材政策課長
山 本 博 之	海事局運航労務課長
（事務局）	
海事局海事人材政策課雇用対策室	